

平成23年5月13日 開 会

平成23年5月13日 閉 会

# 平成23年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

平成23年5月13日

# 山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

## 目 次

5月13日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	8
○欠席議員	8
○説明のため出席した者の職氏名	8
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	8
○開 会（午前10時00分）	9
○日程第1 会議録署名議員の指名について	9
○日程第2 会期の決定について	9
○日程第3 諸般の報告	9
○日程第4 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について	9
○日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	9
○日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	10
○日程第7 承第2号から日程第14 議第26号まで	11
林市長提案説明	11
竹村市民環境部長詳細説明	15
○日程第15 質 疑（承第2号から議第26号まで）	18
1番 上野欣也議員質疑	18
竹村市民環境部長答弁	18
1番 上野欣也議員質疑	18
竹村市民環境部長答弁	18
○日程第16 討 論（承第2号から議第26号まで）	19
○日程第17 採 決（承第2号から議第26号まで）	19
○日程第18 議第27号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について	21
林市長提案説明	21
○日程第19 質疑から日程第21 採決まで	21
○日程第22 議第28号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について	22
林市長提案説明	22

○日程第23	質疑から日程第25 採決まで	22
○日程第26	議第29号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について	22
	林市長提案説明	23
○日程第27	質疑から日程第29 採決まで	23
○日程第30	議第30号から日程第35 議第35号まで	23
	林市長提案説明	24
○日程第36	質 疑 (議第30号から議第35号まで)	24
	4番 尾関律子議員質疑	24
	山田産業建設部長答弁	25
	4番 尾関律子議員発言	25
○日程第37	討 論 (議第30号から議第35号まで)	25
○日程第38	採 決 (議第30号から議第35号まで)	26
○休 憩	(午前10時55分)	27
○再 開	(午前11時10分)	27
	竹村市民環境部長答弁	27
○追加日程	議長の辞職について	27
○追加日程	議長の選挙について	28
○休 憩	(午前11時26分)	30
○再 開	(午前11時28分)	30
○追加日程	副議長の辞職について	30
○追加日程	副議長の選挙について	31
○日程第39	常任委員会委員の選任について	32
○休 憩	(午前11時44分)	33
○再 開	(午後 0 時01分)	33
○休 憩	(午後 0 時02分)	33
○再 開	(午後 1 時00分)	33
○日程第40	議会運営委員会委員の選任について	33
○休 憩	(午後 1 時01分)	34
○再 開	(午後 1 時17分)	34
○日程第41	特別委員会委員の選任について	34
○休 憩	(午後 1 時19分)	35
○再 開	(午後 1 時37分)	35

○追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について……………	35
○休 憩（午後 1 時48分）……………	37
○再 開（午後 1 時50分）……………	37
○追加日程 議第36号 山県市監査委員の選任同意について……………	37
林市長提案説明……………	37
○追加日程 質 疑……………	38
○追加日程 討 論……………	38
○追加日程 採 決……………	38
○閉 会（午後 1 時57分）……………	39
○会議録署名者……………	39

## 山県市議会臨時会会議録

第1号 5月13日（金曜日）

○議事日程 第1号 平成23年5月13日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 日程第10 承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第11 承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第12 議第24号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第13 議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第14 議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 質 疑
- 承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の

専決処分について

- 承第 6 号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第24号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第16 討 論

- 承第 2 号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第 3 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第 4 号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第 5 号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承第 6 号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第24号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第17 採 決

- 承第 2 号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第 3 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第 4 号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第 5 号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承第 6 号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第24号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について

- 日程第18 議第27号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第19	質 疑	
日程第20	討 論	
日程第21	採 決	
日程第22	議第28号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第23	質 疑	
日程第24	討 論	
日程第25	採 決	
日程第26	議第29号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第27	質 疑	
日程第28	討 論	
日程第29	採 決	
日程第30	議第30号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第31	議第31号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第32	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第33	議第33号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第34	議第34号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部 を改正する条例について
日程第35	議第35号	市道路線の認定について
日程第36	質 疑	
	議第30号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第31号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第33号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第34号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部 を改正する条例について
	議第35号	市道路線の認定について
日程第37	討 論	
	議第30号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第31号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第33号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第34号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部

- を改正する条例について
- 議第35号 市道路線の認定について
- 日程第38 採 決
- 議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第31号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第33号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第34号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議第35号 市道路線の認定について
- 日程第39 常任委員会委員の選任について
- 日程第40 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第41 特別委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 日程第10 承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第11 承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第12 議第24号 山県市監査委員の選任同意について

- 日程第13 議第25号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第14 議第26号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 質 疑
- 承第2号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第5号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 承第6号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第24号 山口市監査委員の選任同意について
- 議第25号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 議第26号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 討 論
- 承第2号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第5号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 承第6号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第24号 山口市監査委員の選任同意について
- 議第25号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 議第26号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第17 採 決
- 承第2号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に

		ついて
承第4号		平成22年度山口市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
承第5号		平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
承第6号		山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第24号		山口市監査委員の選任同意について
議第25号		山口市公平委員会委員の選任同意について
議第26号		山口市教育委員会委員の任命同意について
日程第18	議第27号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第19	質 疑	
日程第20	討 論	
日程第21	採 決	
日程第22	議第28号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第23	質 疑	
日程第24	討 論	
日程第25	採 決	
日程第26	議第29号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第27	質 疑	
日程第28	討 論	
日程第29	採 決	
日程第30	議第30号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第31	議第31号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第32	議第32号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第33	議第33号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第34	議第34号	山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第35号	市道路線の認定について
日程第36	質 疑	
	議第30号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第31号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第32号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について

- 議第33号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第34号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 市道路線の認定について
- 日程第37 討 論
- 議第30号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第31号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第32号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第33号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第34号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 市道路線の認定について
- 日程第38 採 決
- 議第30号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第31号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第32号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第33号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第34号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 市道路線の認定について
- 日程第39 常任委員会委員の選任について
- 日程第40 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第41 特別委員会委員の選任について
- 追加日程 議長 の 辞 職 について
- 追加日程 議長 の 選 挙 について
- 追加日程 副議長 の 辞 職 について
- 追加日程 副議長 の 選 挙 について
- 追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 追加日程 議第36号 山口市監査委員の選任同意について
- 追加日程 質 疑
- 追加日程 討 論
- 追加日程 採 決

---

○出席議員（15名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利環君	13番	藤根圓六君
14番	小森英明君	15番	村瀬伊織君
16番	久保田均君		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	教育長	森田正男君
総務部長	船戸時夫君	市民環境部長	竹村勇司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業建設部長	山田芳久君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	服部正己君
消防長	土井誠司君	総務部次長	岡田知也君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

---

午前10時00分開会

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

なお、林市長のあいさつは提案説明の中でいただきますので御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 上野欣也君、7番 田垣隆司君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（久保田 均君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成23年2月、3月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

○議長（久保田 均君） 日程第4、報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（久保田 均君） 日程第5、選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決定いたしましたので、指名をいたします。

山県市選挙管理委員会委員には、山県市西深瀬1719番地1、梶生康文氏、山県市梅原180番地、桐山綾子氏、山県市谷合1196番地、臼井康雄氏、山県市大門947番地、川島政行氏の以上4名を、補充員には、第1順位に山県市長滝27番地11、横山正文氏、第2順位に山県市大桑2005番地、速水宏雄氏、第3順位に山県市岩佐786番地2、垣ヶ原正仁氏、第4順位に山県市西深瀬104番地、尾関千代子氏の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました方々が、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決定をいたしました。

---

日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（久保田 均君） 日程第6、選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の第8条第1項の規定により行うものであり、市長、副市長、監査委員のうちから選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林 宏優市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、林市長が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と決定をいたしました。

林市長、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○市長（林 宏優君） ただいまは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員として御推挙を賜りました。まことにありがとうございます。この上は、職責を十分全うすべく努力してまいりますので、よろしく願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

ありがとうございました。

---

日程第7 承第2号から日程第14 議第26号まで

○議長（久保田 均君） 日程第7、承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第8、承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第9、承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、日程第10、承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、日程第11、承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第12、議第24号 山県市監査委員の選任同意について、日程第13、議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第14、議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について、以上8議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

本日は、平成23年山県市議会第2回の臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

私はこのたびの山県市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からの信任をいただきまして、当選の栄に浴することができました。皆様方の温かい御支援に対しまして感謝を申し上げますとともに、市民の皆様からの負託におこたえするべく、今後微力ではございますが全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げ

げます。

議会の開会に当たりまして、私の市政に対します所信の一端を述べさせていただきたいと思えます。

豊かな自然を有する山県市はまさに山紫水明の地であり、多くの市民の皆様方が住みよいく感じ、そしてまた、住み続けたいと感じていらっしゃると思います。私たちはこのふるさと山県をいつまでも住みよい地域として守り、発展させ、将来の子供たちに引き継いでいかねばなりません。今後の市政運営に当たりましては、どのように考えることが市民のためになるのか、また、どう行動することが地域の未来へとつながるのかを常に自問自答いたしまして、市の目指すべき方向性を提案していきたいと考えております。

しかしながら、政治、社会の中で価値観は多様化し、長期低迷する経済と厳しい国家財政の中で、自己決定と自己責任による本格的な地域主権社会が到来しております。

こうした中であって、すべての市民が幸せに暮らしていくためには、市民と行政が一体となって立ち向かっていく以外に方法はございません。このためには対話と共感がキーワードとして欠かせないものと考えております。市民と行政との対話、市民と市民との対話、職員と職員との対話の中から生まれてくる共感をもとにした行動が、本市が目指すべき方向性を示してくれるものと信じております。

私は、ふるさと山県を次代に責任を持って引き継いでいくため、3つの政策を掲げ、公明公正な市政で、市民の皆様との対話により持続可能な地域づくりを全力で進めてまいっている所存でございます。

まず1つ目は、対話と共感で、協働の地域づくりでございます。すべての市民が納得のできる行政のあり方を追求し、民間手法を活用したスリムな行政組織と信頼できる市役所づくりを目指しますとともに、公開性の高い、市民の市民による持続可能な地域社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

2つ目は、自然と共生し発展する地域づくりでございます。健全な市政の発展を目指し、市内の産業の活性化と市内の消費需要の拡大を推進するとともに、東海環状自動車道、国道等の早期の整備、優良企業誘致による雇用の創出と確保、自然の特色を生かした農林業の活性化、快適な生活環境の中での自然環境の保全を推進してまいります。

3つ目は、次代につなぐ安全・安心の地域づくりでございます。すべての市民が住みなれた地域で安心して便利に暮らしていけるよう、交通弱者に配慮した交通体系を整備し、高齢者が元気に暮らせる地域づくりと在宅介護を推進するとともに、ノーマライゼーション社会、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。また、安全で安心な地域社会を確立していくために、消費生活上の防犯、犯罪の防止、自殺予防対策などを充

実させてまいりたいと考えております。さらに、より多くの市民が豊かな人生を送れるようにするため、多様な生活形態に対応した子育て環境の充実、豊かな心と生きる力を持ち、心身ともにたくましい子供を育てる教育、市民の文化、芸術、スポーツ活動の促進、予防医療、早期治療の充実を推進してまいります。

こうした持続可能な地域づくりの実現のためには、限られた行政資源の中で政策の選択と集中が必要であり、時として痛みや苦痛を伴うこともあります。しかしながら、自己の利害やしがらみだけを考えるのではなく、子供たちの幸せを願い、将来の市民のことも考えて行動すべきではないでしょうか。私は市民の皆様の良識ある判断に資するため、さまざまな行政情報等を積極的に提供し、市民の皆様とともに市政の発展に努めてまいります。

議会の皆様方には、これからの市政運営につきまして格別の御支援、御協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件1件、専決処分案件5件、人事案件10件、条例案件1件、その他案件1件の計18案件でございます。

それでは、ただいま上程されました8案件につきまして、順次御報告をさせていただきます。

初めに、資料ナンバー1、承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、山県市国民健康保険条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年の3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

次に、承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、山県市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,071万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億5,571万8,000円とするものでございます。

また、承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,071万8,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を36億1,751万8,000円とするものでございます。

いずれの補正予算につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、戻りまして、資料ナンバー1、承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部改正に伴い、山県市税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、承第2号から承第6号までの5つの案件の内容につきましては、後ほど市民環境部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、資料ナンバー1、議第24号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は識見を有する者から選任することになっております。識見を有する委員の村瀬忠敬氏が本年5月13日で任期満了となりますので、村瀬氏を再任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

村瀬忠敬氏は、山県市東深瀬にお住まいで、人格が高潔で、本市の財務管理、事業経営等に関してすぐれた識見を有し、適任者であります。

次に、議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意につきましては、山県市公平委員会は3名の委員で構成されておりますが、このうちの松永昭子氏が本年5月13日で任期満了となることから、松永氏を再任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

松永昭子氏は、山県市高木にお住まいで、人格が高潔で、地方自治に理解があり、人事行政に関しても識見を有し、適任者であります。

次に、議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意につきましては、山県市教育委員会は5名の委員で組織されておりますが、このうち平田久美子氏が5月14日で任期満了となることから、平田氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

平田久美子氏は、山県市大桑にお住まいで、平成22年5月15日から教育委員会委員長として御活躍いただいております、公平で誠実な人柄で、適任者であります。

以上、十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田 均君） それでは、竹村市民環境部長、説明をどうぞ。

○市民環境部長（竹村勇司君） おはようございます。

改めまして、4月より市民環境部長を拝命いたしました竹村でございます。議員の皆様方の御指導、御支援、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、市民環境部の専決処分案件、承第2号から承第6号までの5つの案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第2号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明させていただきます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、山縣市国民健康保険条例の一部改正を行うものです。改正内容といたしましては、出産一時金の支給額について、現在は附則にて期限を定めて規定されているものを、本則において規定し恒久化を図るものでございます。

資料2の改正条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1 ページをごらん願います。

現在、附則第4項におきまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金につきまして、経過措置として期限を定めて、第8条第1項中の35万円を39万円と読みかえまして支給をしております。今回本則の第8条の35万円を39万円と改正することにしまして、恒久的に39万円を出産育児一時金として、支給することとするものでございます。

以上が条例改正の新旧対照表による説明でございます。

最後に、資料1、提出議案3ページの附則につきましては、第1項は、施行期日を平成23年4月1日からとするものでございます。第2項では、第8条の規定は平成23年度以降の年度分から適応し、平成22年度分までは従前の例によるものとするものでございます。

続きまして、承第3号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明させていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴いまして、山縣市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、政令にて規定されております国民健康保険税の課税限度額が改正されたことにあわせまして、市の条例に規定しております課税限度額を改正するものでございます。

資料2の条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

2 ページでございます。

第2条の改正は、第2項の基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、第3項の

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、第4項は介護納付金課税額の課税限度額を10万円から12万円にそれぞれ改正するものでございます。

第23条の改正は、減額していた額の課税限度額を第2条と同様に改正するものでございます。

以上が新旧対照表による説明でございます。

附則につきましては、資料1、提出議案5ページにございます。第1項は、施行期日を平成23年4月1日からとするものでございます。第2項では、第2条及び第23条の規定は平成23年度以降の年度分から適応し、平成22年度分までは従前の例によるものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、承第4号 平成22年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきまして御説明させていただきます。

専決処分の内容といたしましては、平成23年3月25日付にて、平成22年度岐阜県国民健康保険保険基盤安定負担金が交付決定されましたことによるものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

保険基盤安定負担金は、算定基準額の3,071万8,000円の2分の1を国、4分の1を県が負担してもらえるものでございまして、国県合わせて2,303万8,000円が一般会計へ交付されました。市の負担分、4分の1の768万円を合わせた金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

したがいまして、一般会計の歳出につきましては、国民健康保険基盤安定繰出金を3,071万8,000円増額補正いたしまして、歳入につきましては、県補助金2,303万8,000円と前年度繰越金768万円を増額補正といたしております。

承第5号 平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につきまして御説明させていただきます。

専決処分の内容といたしましては、一般会計にて受け入れた保険基盤安定負担金を国民健康保険特別会計へ繰り出すことに伴いまして、補正するものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

歳入といたしまして、一般会計より、保険基盤安定負担金を繰り入れるために、保険基盤安定繰入金金を3,071万8,000円増額補正しております。

歳出につきましては、13ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付といたしまして、一般被保険者療養給付費2,000万円、退職被保険者等療養給付費271万8,000円、一般被保険者高額療養費800万円をそれぞれ増額補正しております。

続きまして、資料ナンバー1のほうでございしますが、承第6号 山県市税条例の一部

を改正する条例の専決処分についてを御説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に公布されたことに伴いまして、山県市税条例の一部改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、今般の東日本大震災によります被害が未曾有のものであることにかんがみまして、現行制度をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らし適当でないと考えられ、地方税法が改正されておりますので、本市の条例におきましても所要の緊急措置を講じるものでございます。

資料ナンバー2、改正条例新旧対照表にて御説明申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、東日本大震災に係る控除の特例を新たに附則にて規定するものでございます。

附則第22条の規定は、地方税法附則第42条第3項にて、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定が設けられたことに伴いまして、新たに規定するものでございます。個人の市民税における雑損控除の特例でございます。今回の災害によりまして、住宅や家財等に損失を受けた場合に、平成22年中に被害を受けたものとして、平成23年度の個人住民税にて雑損控除の適用を可能とする附則でございます。

附則第23条の規定は、地方税法附則第45条にて、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例規定が設けられたことに伴いまして、新たに規定するものでございます。住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が大震災により滅失等した場合も、平成25年度分の市民税以降の残存期間の継続適用を可能とする改正でございます。

附則第24条の規定は、地方税法附則第56条にて、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例規定が設けられたことに伴いまして、新たに規定するものでございます。東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されておりました土地につきまして、申告した場合は引き続き住宅用地として軽減を受けることが可能とするものでございます。

最後に、資料1、提出議案9ページに附則がございます。

附則につきましては、施行期日は公布の日からでございますが、ただし書きにて、改正規定のうち附則23条につきましては、平成24年1月1日から施行するという附則でございます。

以上をもちまして、市民環境部に係る案件の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第15 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第15、これより承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までの質疑を行います。

発言をどうぞ。

上野欣也君。

○1番（上野欣也君） それでは、国民健康保険の特別会計補正予算（第3号）につきまして、2点お尋ねをいたします。

資料3の13ページ、療養諸費、一般被保険者療養給付費と、それから退職被保険者等療養給付費、こういうふうに2つ分けてございますけれども、退職被保険者等療養給付費を別に目で分ける、何か理由というか根拠と、それから該当者数はどのくらいあるのでしょうか。まず1点目、お尋ねをいたします。

関連して、2つ目の、2、高額療養費の800万の、何人が対象になっているのかということと、もし支障がなければ最高額、お願いをいたします。

○議長（久保田 均君） 竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君） 議員の御質問にお答えします。

一般被保険者と退職被保険者の違いでございますが、退職被保険者につきましては、社会保険等に加入してみえました方が退職して加入した場合というふうに認識しております。数につきましては、退職のほうが直近の4月末では360人、一般は8,778人という被保険者数でございます。

それから高額療養費でございますが、今回800万補正させていただきましたのは、毎月最大にお支払いする高額療養費につきましては、毎月支払う中で、マックスは2,700万ほどございました。予算残が2,000万ほどございましたので、マックスが2,777万円ほどございましたので、今回800万を補正させていただくものでございます。人数につきましては、年間では2,500人ほど一般分として高額療養費を支給しております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 800万の内訳。人数。

○市民環境部長（竹村勇司君） 800万は、2,000万予算が残っておりましたので、マックス2,700万、一番払ったとき2,777万でございましたので、今回800万補正して2,800万の予算を確保したということでございます。個人の最高額につきましては、ちょっと手元にございませぬので、申しわけございません。

○議長（久保田 均君） 最高額については後ほどということで。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までは委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

---

#### 日程第16 討論

○議長（久保田 均君） 日程第16、これより承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これもちまして、承第2号から承第6号及び議第24号から議第26号までの討論を終結いたします。

---

#### 日程第17 採決

○議長（久保田 均君） 日程第17、ただいまから採決を行います。

承第2号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第3号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承第4号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第5号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第24号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議第25号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議第26号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第18 議第27号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（久保田 均君） 日程第18、議第27号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について。

地方自治法第117条の規定により、杉山正樹君の除斥を求めます。

〔杉山正樹議員 退場〕

○議長（久保田 均君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました資料ナンバー1、議第27号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきまして御説明申し上げます。

山県市高富財産区管理会は7名の委員で組織されておりますが、本年6月5日で任期満了となることから、杉山正樹氏を委員に選任することにつきまして、山県市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は4年でございます。杉山正樹氏はこれらの資格を有し、山県市議会議員として御活躍いただいております。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

日程第19 質疑から日程第21 採決まで

○議長（久保田 均君） お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論及び委員会付託を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑、討論及び委員会付託は省略することに決定をいたしました。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

杉山正樹君の入場を許可します。

〔杉山正樹議員 入場〕

---

日程第22 議第28号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（久保田 均君） 日程第22、議第28号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について。

地方自治法第117条の規定により、武藤孝成君の除斥を求めます。

〔武藤孝成議員 退場〕

○議長（久保田 均君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議第28号 山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第27号と同様に、武藤孝成氏を委員に選任することにつきまして、山口市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

武藤孝成氏は委員の資格を有し、山口市議会議員として御活躍いただいております。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

日程第23 質疑から日程第25 採決まで

○議長（久保田 均君） お諮りします。

本案につきましては、質疑、討論及び委員会付託を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑、討論及び委員会付託は省略することに決定をいたしました。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

武藤孝成君の入場を許可します。

〔武藤孝成議員 入場〕

---

日程第26 議第29号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（久保田 均君） 日程第26、議第29号 山口市高富財産区管理委員の選任同意に

ついて。

地方自治法第117条の規定により、影山春男君の除斥を求めます。

〔影山春男議員 退場〕

○議長（久保田 均君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議第29号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第27号及び議第28号と同様に、影山春男氏を委員に選任することにつきまして、山県市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

影山春男氏は委員の資格を有し、山県市議会議員として御活躍いただいております。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

日程第27 質疑から日程第29 採決まで

○議長（久保田 均君） お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論及び委員会付託を省略し、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑、討論及び委員会付託は省略することに決定をいたしました。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

影山春男君の入場を許可します。

〔影山春男議員 入場〕

---

日程第30 議第30号から日程第35 議第35号まで

○議長（久保田 均君） 日程第30、議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第31、議第31号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第32、議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第33、議第33号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第34、議第34号 山県市常勤の特別

職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第35号 市道路線の認定について、以上6議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました6案件につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、議第30号から議第33号までの山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第27号から議第29号までと同様に、丹羽英之氏、田上 隆氏、櫻井和男氏、浦瀬博光氏を委員に選任することにつきまして、山口市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。4名の方はいずれも委員の資格を有し、丹羽英之氏は大北自治会長として、田上 隆氏は蛸ヶ丘自治会長として、櫻井和男氏は石田町自治会長として、浦瀬博光氏は本町2丁目自治会長としてそれぞれ御活躍いただいております。

次に、議第34号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行条例では、市長及び副市長の期末手当の額の特例として、平成20年6月から平成23年4月までの間は、給料月額に100分の20を乗じて得た額を合計することなく単に給料月額に一定率を乗じて得た額としております。この減額措置を平成27年4月まで継続するため、一部改正をするものでございます。

次に、議第35号 市道路線の認定につきましては、山口市西深瀬地内において、東海環状自動車道インターチェンジ建設に関連し、岐阜県が施工する国道256号バイパスの側道について市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第36 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第36、これより議第30号から議第35号までの質疑を行います。

発言をどうぞ。

尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 議第35号の市道路線の認定についてお伺いしたいと思います。

この市道路線ですが、西深瀬地内の東海環状と256号線という関連したところということで説明がございました。今この、今臨時議会にこの路線の決定をする理由、また、その詳細な部分、そして、あとこのことが認定されることによってどういうふうに進んでいくことがあるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（久保田 均君） 山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

今回認定いただく道路につきましては、市長の提案説明にございましたように、東海環状自動車道のアクセス道路を県が買収いたします。そうしたことによりまして、市道が分断され機能が果たされなくなるということで、その代がえといたしまして、国道の側道を市道として県が用地買収及び造成を行うものでございます。

内容といたしましては、西深瀬111号線が延長700メートル、幅員が5メートルです。それから、112号線が延長360メートル、幅が5メートルとなっております。この道路を市道として認定していなければ、税法上の特例も受けられず、県が用地買収を行うことができませんので、今回認定をお願いするものでございます。

東海環状自動車道、県道とも既に県並びに国が用地買収に入っておりますので、同一地権者もあるということから、今回お認めいただければすぐにでも用地買収に入りたいと県のほうからは聞いております。

以上です。

○4番（尾関律子君） ありがとうございます。

○議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第30号から議第35号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号から議第35号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第30号から議第35号までは委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

---

日程第37 討論

○議長（久保田 均君） 日程第37、これより議第30号から議第35号までの討論を行います。

す。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第30号から議第35号までの討論を終結いたします。

---

#### 日程第38 採決

○議長（久保田 均君） 日程第38、ただいまから採決を行います。

議第30号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第31号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第32号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第33号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第34号 山縣市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第35号 市道路線の認定について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○副議長（谷村松男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に、竹村市民環境部長より説明を求めます。

○市民環境部長（竹村勇司君） それでは、お許しをいただきましたので、先ほど上野議員から御質問がございました個人の最高額につきましては、11月に支払いました329万円が最高額でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（谷村松男君） ただいま休憩中に議長の久保田 均君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷村松男君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、久保田 均君の除斥を求めます。

〔久保田 均議員 退場〕

○副議長（谷村松男君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（谷村松男君） お諮りいたします。

久保田 均君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷村松男君） 異議なしと認めます。よって、久保田 均君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

久保田 均君の入場を許可します。

〔久保田 均議員 入場〕

○副議長（谷村松男君） ここで、久保田前議長に退任のごあいさつをお願いします。

○16番（久保田 均君） 1年間本当に皆さんのお力添えで、大過なくと言えるのかどうか分かりませんが、過ごさせていただきました。大変力不足で、本当にいろいろな面で議員の皆さんに迷惑をかけてきたかと思えますし、特に今年は選挙がございまして、そういうものも皆さんの力で、いろいろありましたが、最終的には、市長が、議員全部で、15人でということで推選をし、そして皆さんの力で林市長を誕生させることができました。このことにつきましては、本当に心から皆さんの今日までの御支援に感謝をしたいと思えます。

力不足ですので、今後は自分なりに一市民とし、あるいは一議員として、山口市のために尽くしていきたいと思っております。高齢でございまして、いつぶっ倒れるかもしれないませんが、命のある限り頑張っていきたいと、そんなふうにあります。いろいろありがとうございました。

幹部の職員にもお礼を申します。ありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（谷村松男君） 大変御苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷村松男君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（谷村松男君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 石神 真君、3番 杉山正樹君

を指名いたします。

議長の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（谷村松男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○副議長（谷村松男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（谷村松男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（谷村松男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷村松男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

石神 真君、杉山正樹君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（谷村松男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。

有効投票中、村瀬伊織君8票、谷村松男7票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、村瀬伊織君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（谷村松男君） ただいま議長に当選されました村瀬伊織君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

村瀬伊織君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君） ただいま、皆様方の御推挙により当選をさせていただきました。

皆様方の格別の御協力をお願い申し上げて、また、議員が一体となって、新しい市長さんのもと、いろいろなことに議会がスムーズに行きますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、当選のごあいさつとさせていただきます。

今後ともひとつよろしく願いをいたします。

〔拍手〕

○副議長（谷村松男君） どうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に副議長の谷村松男君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定をしました。

地方自治法第117条の規定により、谷村松男君の除斥を求めます。

〔谷村松男議員 退場〕

○議長（村瀬伊織君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（村瀬伊織君） お諮りをいたします。

副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、谷村松男君の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

谷村松男君の入場を許可します。

〔谷村松男議員 入場〕

○議長（村瀬伊織君） ここで、谷村松男副議長に退任のごあいさつをお願いします。

谷村松男君。

○8番（谷村松男君） 1年間、副議長ということで議長を補佐しながらやってまいりま

した。その間、本当に議員の皆様方にも大変お世話になり、ありがとうございました。  
また、市の幹部の皆さま方にもさまざまな面で御指導、御助力いただきまして、ありがとうございました。

1年間ではございましたが、私なりに一生懸命にやらせていただいたつもりでござい  
ますが、何分至らなかつた面もあったかと思うんですけれども、御容赦をいただきまし  
て、御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（村瀬伊織君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ご  
ざいませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選  
挙を行うことに決定をいたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条2項の規定により、立会人に4番 尾関律子君、5番 横山哲夫君を  
指名いたします。

副議長の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（村瀬伊織君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（村瀬伊織君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（村瀬伊織君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（村瀬伊織君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

尾関律子君、横山哲夫君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（村瀬伊織君） では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。

有効投票中、田垣隆司君12票、武藤孝成君3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田垣隆司君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（村瀬伊織君） ただいま副議長に当選されました田垣隆司君が議場におられますので、会議規則32条2項の規定により、当選の告知をいたします。

田垣隆司君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○副議長（田垣隆司君） ただいまは、先輩議員、あるいは同期の議員さんのみえる中で私ごときを副議長として御推挙いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

もとより微力ではございますけれども、議長の補佐役といたしまして、重要課題の研究、研さんを積みまして、議会活動の発展と住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

---

日程第39 常任委員会委員の選任について

○議長（村瀬伊織君） 日程39、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務文教委員に、上野欣也君、石神 真君、村瀬伊織、影山春男君、小森英明君。

産業建設委員に、尾関律子君、横山哲夫君、宮田軍作君、武藤孝成君、谷村松男君。  
厚生委員に、杉山正樹君、田垣隆司君、後藤利瑗君、藤根圓六君、久保田均君を指名します。

お諮りをいたします。

ただいま選任されました常任委員会の委員の任期は、議会議員の任期満了までといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の委員の任期は、議会議員の任期満了までと決定いたしました。

これより、常任委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

常任委員会会場の指定をいたします。

総務委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室、厚生委員会は全員協議会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時44分休憩

午後0時01分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に常任委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務文教委員会委員長、石神真君、副委員長、上野欣也君。

産業建設委員会委員長、谷村松男君、副委員長、尾関律子君。

厚生委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、杉山正樹君。

以上であります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で1時まで休憩をいたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第40 議会運営委員会委員の選任について

○議長（村瀬伊織君） 日程第40、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条1項の規定により、議長において、上野欣也君、石神 真君、谷村松男君、藤根圓六君、後藤利瑛君を指名します。

お諮りをいたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

第1委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時01分休憩

午後1時17分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長、後藤利瑛君、副委員長、上野欣也君。

以上であります。

---

日程第41 特別委員会委員の選任について

○議長（村瀬伊織君） 日程第41、特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条1項の規定により、議長において、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会に、石神 真君、尾関律子君、田垣隆司君、武藤孝成君、後藤利瑛君、小森英明君、谷村松男君。

行財政改革推進特別委員会委員に、上野欣也君、杉山正樹君、横山哲夫君、宮田軍作君、影山春男君、藤根圓六君、久保田 均君を指名します。

お諮りをいたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、議会議員の任期満了日までとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会議

員の任期満了までと決定いたしました。

特別委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会場所の指定をいたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会は第1委員会室、行財政改革推進特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時19分休憩

午後1時37分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長、武藤孝成君、副委員長、尾関律子君。

行財政改革推進特別委員会委員長、宮田軍作君、副委員長、上野欣也君。

以上であります。

先ほど、岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員である村瀬伊織が議長に就任したわけですが、議長は当然職として組合議員となることから、議会選出議員の岐北衛生利用組合議員が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合の選挙を日程に追加し、選挙を行うことと決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 宮田軍作君、9番 武藤孝成君を指名いたします。

岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（村瀬伊織君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○議長（村瀬伊織君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（村瀬伊織君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（村瀬伊織君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

宮田軍作君、武藤孝成君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（村瀬伊織君） それでは、選挙の投票有効数15票。

有効投票中、影山春男君8票、小森英明君5票、杉山正樹君2票。

この選挙の法定得票数は4票であります。影山春男君が岐北衛生施設利用組合に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（村瀬伊織君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました影山春男君が議場におられますので、会議規則第32条2項の規定により、当選の告知をいたします。

影山春男君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○10番（影山春男君） ただいま、選挙で岐北衛生組合の議員にということで御推挙いただきましたが、私、もともと何のつもりもできていません。しかし、全力でさせていただきます。これ既に、私、これでいいのかなと思ったんですが、4回目になるんですね。できるだけ頑張ってやらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

ただいま議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

午後 1 時 48 分休憩

午後 1 時 50 分再開

○議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま市長から追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

議第36号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、議第36号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

自治法第117号の規定により、横山哲夫君の除斥を求めます。

〔横山哲夫議員 退場〕

○議長（村瀬伊織君） 事務局、議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（村瀬伊織君） 林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 午前中には、新しく村瀬伊織議員が議長に、田垣隆司議員が副議長に選出されまして、まことにめでとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー 5、議第36号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第 1 項の規定により、監査委員 2 名のうち 1 名は議会議員から選出することになっております。本日、議会選出の監査委員、田垣隆司議員から辞職願が提出され、受理いたしましたので、後任の監査委員に横山哲夫議員を選任いたしたく、同意を求めらるものでございます。

横山議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして知識、経験も豊富で適任者であります。

十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村瀬伊織君） 市長の提案説明が終わりました。

---

追加日程 質疑

○議長（村瀬伊織君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第36号、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第36号は、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、議第36号は委員会の付託を省略することに決定しました。

---

追加日程 討論

○議長（村瀬伊織君） ただいまから討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

追加日程 採決

○議長（村瀬伊織君） ただいまから採決を行います。

議第36号 山口市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

横山哲夫君の入場を許可します。

〔横山哲夫議員 入場〕

---

○議長（村瀬伊織君） 以上で、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成23年第2回山県市臨時議会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後1時57分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

山県市議会議長 村瀬伊織

山県市議会副議長 谷村松男

1 番 議 員 上野欣也

7 番 議 員 田垣隆司